

＜ 島根県新しい公共支援事業 ＞

地域別いきいき活動支援ネットワークづくり事業

募 集 要 項

事業の趣旨・目的

「新しい公共」とは、従来は官がもっぱら担ってきた領域を「公（おおやけ）」に開き、市民、NPO、企業等がともに支えあう仕組み、体制を構築しようとするものです。新しい公共支援事業は、「新しい公共」の担い手となるNPO等の自立的活動を後押しし、「新しい公共」の拡大と定着を図るために創設されました。

島根県では、この新しい公共支援事業の目的を果たすべく、地域別いきいき活動支援ネットワークづくり事業を実施することとしました。この事業では、NPO、企業、行政等の多様な主体が交流する場を設け、その参加・交流を促進することにより、地域課題の解決を連携・協働して行う取組みへとつなぐネットワークを形成・強化することを目的としています。これらの事業支援を行うことにより中間支援的な役割を果たす団体の育成を目指します。

「中間支援的な役割」とは

NPO等、企業、行政等の間に立って様々な活動を支援する役割。例えば、同じ分野あるいは同じ地域で活動する団体のネットワークづくりや、地域で活動する団体からの様々なニーズ（相談、情報提供、課題解決のためのマッチング等）に対して支援を行う役割を指します。

「地域別」について

本事業は「一定の地域（概ね1市町村エリア以上）」でのネットワーク形成・強化を主に想定していることから「地域別」という表現をしています。ただし、事業内容によっては全県をエリアとしたものなども対象とします。

1 公募する事業の概要

【事業名】

地域別いきいき活動支援ネットワークづくり事業

【事業の概要】

NPO、企業、行政等の多様な主体が交流する場を設け、その参加・交流を促進することにより、地域課題の解決を協働して行う取組みへとつなぐネットワークを形成・強化することを目的とした事業提案を募集します。

【事業の留意事項】

事業提案に当たっては、次の事項に留意してください。

内閣府が定める「新しい公共支援事業実施要領（平成23年2月）」、「新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン（平成23年4月）」（以下、「ガイドライン」という。）島根県が定める「島根県新しい公共支援事業基本方針・事業計画（平成23年10月）」及び「島根県社会貢献活動促進基金実施要綱（平成21年4月）」が示す基本的な考え方等を踏まえて提案していただきます。

ガイドラインに基づき、事業実施者には、団体情報の開示、事業成果のとりまとめ、自己評価をしていただきます。

2 応募資格者

NPO 等

「NPO 等」とは、NPO 法人、市民活動団体、多様な主体で構成されるネットワークなどの民間非営利組織をいいます。

任意団体の場合、組織の運営に関する規則（会則等）などを有していることが必要です。

3 事業の採択要件

- ・ NPO 等、行政、企業など多様な主体が参加すること
概ね 5 団体以上の参加が必要
行政（市町村、県）の参加（話し合いの場への出席など）が必要
- ・ ネットワークの基となる関係の開拓、またはネットワークの深化・拡大を図る企画があること
- ・ 事業終了後においてもネットワークが継続し、地域で中間支援的な役割を果たすことが期待できるような事業展開を図ること
- ・ 既に実施している事業（実質的にそのように判断されるものを含む。）の振替事業でないこと

4 事業の実施期間

平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月まで

5 対象となる経費

(1) 金額

1 件の提案につき、150 万円を上限とします。

（予算総額 700 万円 平成 24 年度予算の議決前であるため見込額となります。）

(2) 対象となる経費

対象となる経費は、今回応募する事業に直接必要な経費です。

具体的には、人件費、謝金（講師等）、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び会場借料、その他島根県が必要と認める経費です。食糧費、備品購入費等は原則として対象となりません。

人件費及び報償費については、次表の金額を上限とします。

区 分		1 人当たり単価	
人 件 費	事業を運営するスタッフ	8,475 円/日	
	アルバイト等	6,000 円/日	
	有償ボランティア	5,136 円/日（最低賃金 642 円/時間）	
諸 謝 金 等	研修会等	大学教授・准教授級	6,300 円/時間
		その他(専門的知見を要する場合)	5,100 円/時間
		その他	3,000 円/時間
	大規模な講演会等	県外講師 100,000 円/回	県内講師 50,000 円/回 (上記 では招致できない著名な講師や、講義内容が高度・特殊な場合)
	コーディネーター・ パネラー	県外講師 50,000 円/回	県内講師 25,000 円/回 (シンポジウム等、コーディネーターとパネラーの役割に大きな格差がある場合は、適宜単価差を設けること)

(3) 各種補助金との調整

他の補助金の対象となっている事業は、この事業の対象とすることはできません。(ただし、他の補助事業の補助の対象となっている部分と、対象となっていない部分が明確に切り分けられる場合は、対象となっていない部分について、この事業の対象とすることができます。)

6 応募にあたって提出する書類

事業企画提案書

支援提案事業内容 [様式 1]

団体調書 [様式 2]

実施計画書 [様式 3]

収支予算書 [様式 4]

団体の組織運営に関する規則 (定款、会則、会計処理規程等)

参考資料 (A 4 判 1 0 枚以内) 参考資料の提出は任意です。

7 受付期間・提出方法

応募書類提出期限：平成 2 4 年 3 月 1 2 日 (月) 1 7 時必着

提出先：島根県環境生活部環境生活総務課 N P O 活動推進室

提出方法：持参または郵送

提出部数：1 部

8 説明会のご案内

【浜田会場】日時：平成 2 4 年 2 月 2 0 日 (月) 1 1 : 4 5 ~ 1 2 : 3 0

場所：県浜田合同庁舎 (浜田市片庭町 2 5 4)

【出雲会場】日時：平成 2 4 年 2 月 2 1 日 (火) 1 1 : 4 5 ~ 1 2 : 3 0

場所：県出雲合同庁舎 (出雲市大津町 1 1 3 9)

説明会への参加は応募の条件ではありません。

9 選考方法

(1) 書類審査

次の審査基準により審査会で事前の審査を行い、本審査の対象となる事業提案を選考します。書類審査の結果につきましては、書類を提出いただいたすべての方に文書にて連絡いたします。

(2) 本審査

本審査の対象となった事業企画について公開プレゼンテーションを行い、審査会の審査により、実施する事業を選考します。

審査にあたっては、審査会の各委員が、次の審査基準による点数評価を参考に、総合的な評価を行い、選考します。

プレゼンテーションでは、ご提出いただいた事業提案書 (様式 1) 及び添付書類を資料として使用し、来場者に配布する予定ですので、あらかじめご了承ください。

本審査は 3 月下旬 (3 月 2 2 日 (木) 県庁講堂を予定) に開催します。

事業の最終選定は、平成 2 4 年 3 月下旬に開催予定の新しい公共島根県運営委員会にて行います。

最終選定の結果につきましては、プレゼンテーションに出席いただいたすべての提案者に文書にて連絡するとともに島根県ホームページに掲載します。

(3) 審査基準

区 分	内 容
1. 事業の趣旨・目的	・事業の趣旨、目的に合致しているか
2. 実施計画の妥当性	・ネットワークづくりに関するニーズや課題を把握し、それらに的確に対応する具体的な実施計画となっているか ・ネットワークの開拓、または拡大・深化を図る計画となっているか。
3. 実施計画の実現性	・提案された事業企画を実施するための経費が適切に計上されているか ・事業が確実に実施できる体制ができているか
4. 事業継続性、効果の普及	・事業終了後もネットワークが残り、事業継続することが期待できるか。 ・将来的に中間支援的な役割を果たすことが期待できるか ・当該事業が、他の地域の参考となる取り組みとなっているか

10 調査・検査等

事業費が適正に活用されているかどうかを判断するため、事業に係る各種会計書類等の確認や現地調査を行う場合があります。事業に関する収入及び支出に関する会計帳簿類の整備等についてご注意ください。

本事業は、国の新しい公共支援事業による交付金により実施する事業であり、会計検査院法第23条第1項第3号による検査の対象になります。

事業終了後も、成果目標の達成状況の把握のため、国が行う調査への協力を求めることがあります。

11 その他

応募に要する経費は、応募者の負担とします。

提出いただいた書類等については、返却いたしません。

平成24年度当初予算の島根県議会議決が得られない場合は、この公募によって生じた一切の権利及び義務は効力を失うものとします。

(新しい公共支援事業様式)

整理番号

平成 年 月 日

島根県知事 様

(団体・組織名)

代表者の役職名及び氏名

印

新しい公共支援事業による支援事業の提案について
(NPO等活動基盤整備支援「地域別いきいき活動支援ネットワークづくり事業」)

新しい公共支援事業について、以下のとおり支援事業の提案をします。

1. 支援事業提案者情報 (該当する□にチェック、以下同様)

団体の種類	<input type="checkbox"/> 特定非営利活動法人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> 学校法人 <input type="checkbox"/> 地縁組織 <input type="checkbox"/> 協同組合 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 任意団体 (法人格なし)
団体・組織名	
主たる事務所の所在地	
本件の担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	
ホームページ	
団体設立年月日	西暦 2000 年 00 月 00 日
法人設立登記年月日	西暦 2000 年 00 月 00 日
活動目的	
主たる活動範囲	<input type="checkbox"/> 市区町村内 () <input type="checkbox"/> 都道府県内 <input type="checkbox"/> 複数都道府県内 () <input type="checkbox"/> 全国 <input type="checkbox"/> 海外
会員数 (社員総数)	
事務局体制	有給常勤 () 名 有給非常勤 () 名 無給常勤及び無給非常勤 () 名
収入総額	直近の事業年度 () 百万円 (西暦 2000 年 00 月 ~ 2000 年 00 月)

2. 支援提案事業内容

様式1のとおり

3. 支援事業の提案者としての要件等の確認（自己申告）

下記の事項に該当することを申告する。

- 特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織、協同組合等の民間非営利組織・団体等又はこれらの組織・団体等のうち、複数の組織・団体等が構成メンバーとなり、連携、協働して形成する一の組織・団体等であること。
- 著しく特定の個人又は団体の利益を図る活動を実施している組織・団体等ではないこと。
- 宗教活動又は政治活動（政策提言活動は除く）を主たる目的とする組織・団体等ではないこと。
- 暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- 新しい公共の活動を適確に遂行する意欲や能力を有していること。
- 新しい公共がめざす社会の実現のために、市民等が自発的・主体的な参画によって活動を行っていること。
- 資金及び活動面において自立のための支援を必要としていること。
- 情報開示がなされていること、又は支援事業の取組み期間中に情報開示がなされる予定であること。
- 継続的に活動を行う団体であり、一度限りのボランティア活動等を行うものではないこと。
- 定款、規約またはそれに相当する文書を有し、適正な事業計画書、予算及び決算書が整備されていること、又は支援事業の取組み期間中にこれらが整備される予定であること。
 - 予算及び決算書が既に整備済み
 - 今後予算及び決算書を整備予定（2000年 00月頃整備予定）

4. 情報開示の状況

※しまね地域ポータルサイト「だんだん」内の認証団体としての情報開示によります。

https://canpan.info/dantai_list_view.do

- 既に開示済み
- 今後開示予定（2000年 00月頃開示予定）

5. 財務報告の状況

理解しやすい財務報告であることを申告する。（自己申告）

- 今後、財務報告を改善する予定（2000年 00月頃までに改善する予定）

6. 都道府県による情報開示及び運営委員会の評価への協力等

今後、以下の事項を誠実に実行する。（自己申告）

ア 実施要領第4の8に基づく報告、自己評価及び運営委員会による第三者評価への協力

イ 実施要領第5の7の(2)に基づく調査への協力

7. 添付書類

- 支援提案事業内容（様式1）
- 団体調書（様式2）
- 実施計画書（様式3）
- 収支予算書（様式4）
- 団体の組織運営に関する規則
- 参考資料（任意）

(様式1)

整理番号	
※記入不要	

新しい公共支援事業
「地域別いきいき活動支援ネットワークづくり事業」
支援提案事業内容

団体名	
事業名	
事業概要	
参加団体 (予定)	
支援を必要とする金額	_____円 (内訳)

(様式2)

新しい公共支援事業
「地域別いきいき活動支援ネットワークづくり事業」
団 体 調 書

1 実施団体の概要

2 提案事業に関する実施団体のこれまでの実績及びアピール
ポイント

(様式3)

新しい公共支援事業
「地域別いきいき活動支援ネットワークづくり事業」
実施計画書

(No.1)

1 現状認識、事業提案に至った理由

2 事業の具体的内容

3 事業の効果、成果目標

4 事業のモデル性

5 多様な担い手との連携、役割分担等

6 事業の継続性

7 事業の実施体制

(1) 総括責任者

(2) 個別事業の責任者

(3) (1) 及び (2) 以外の従事者

(4) 実施体制 (図)

8 事業スケジュール

